



# 給付金のお知らせ

八千代市では、食料品などの物価高騰に対して市民の生活を支援するため、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した給付金を支給します。

## 対象者

令和8年4月1日時点で、八千代市の住民基本台帳に登録のある方

## 支給額

市民1人あたり  
**5,000**円

## 支給方法

①または②の方法で、世帯主名義の口座にまとめて振込

### 1 プッシュ型：「支給のお知らせ」

マイナポータルで、令和8年4月30日時点で公金受取口座登録済みの方は、原則**申請不要**。登録済みの口座に自動的に振り込みます。

「支給のお知らせ」を郵送しますので、内容に変更がある場合は、申請してください。

【支給時期】  
6月下旬より順次

### 2 申請型：「支給要件確認書」

公金受取口座**未登録**の方は、**申請が必要**です。

「支給要件確認書」を郵送しますので、必要事項を記入して郵送、またはオンラインで申請してください。

【支給時期】  
7月上旬より順次

【問い合わせ先】

八千代市給付金グループコールセンター

☎ **047-421-6747**

平日午前8時30分～午後5時

詳しくは市HPをご確認ください



申請期限

**8/31** (月)

(消印有効)

裏面もご覧ください



## まちで使って、まちを元気に😊

給付金はぜひ八千代市内でのお買い物やお食事に！

### Q&A

Q 誰の口座に振り込まれますか。世帯員ごとに分けてほしいのですが。

A 対象となる世帯人数分をまとめて、世帯主名義の口座にお振込みします。世帯員ごとに分けて振り込むことはできません。

Q 窓口での現金受取はできますか。

A 原則、口座振込で給付することとしています。銀行口座（郵便局含む）をお持ちでない等の理由で銀行口座での受給ができない場合は、代理受給（代理人への口座振込）等が可能です。この場合、事前に手続きが必要となります。手続きの詳細等は下記コールセンターへご連絡ください。

Q 八千代市へ転入（引っ越し）をした場合、給付金の対象になりますか。

A 基準日である「令和8年4月1日」時点で八千代市に住民登録がある方が対象です。そのため、令和8年4月2日以降に八千代市へ転入された方は対象外となります。

Q 八千代市から転出（引っ越し）をした場合、給付金の対象になりますか。

A 基準日である「令和8年4月1日」時点で八千代市に住民登録があれば対象となります。そのため、基準日より後（4月2日以降）市外へ転出された場合でも給付対象となります。

※その他不明点については、下記コールセンターにご連絡ください。

### 申し出が必要な方

配偶者やその他親族からの暴力（DV＝ドメスティックバイオレンス）等を受け避難されている方等は、支給要件を満たせば給付金を受給できる可能性があります。詳細は下記コールセンターへご連絡ください。



物価高騰対策給付金に関連した「振り込め詐欺」や「個人情報の詐欺」にご注意ください！

八千代市職員や八千代市から委託を受けた事業者を名乗る不審な電話や郵便があった場合は、下記コールセンターや最寄りの警察署か警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。

八千代市給付金グループコールセンター ☎047-421-6747（平日午前8時30分～午後5時）